

グループホームエーデルワイス四葉／利用契約書

〔(介護予防) 認知症対応型共同生活介護〕

契約当事者の表示

利用者 (以下、「利用者」という)

住所 東京都板橋区 _____

氏名 _____

性別 男・女 生年月日 明・大・昭 年 月 日 血液型 _____

被保険者番号 _____

要介護状態区分 要支援 2 要介護 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5

要介護認定の有効期間 年 月 日 ～ 年 月 日

被保険者証記載の特記事項 _____

利用者代理人 (以下、「代理人」という)

住所 _____

氏名 _____

(利用者との関係)

身元引受人 (以下、「身元引受人」という)

住所 _____

氏名 _____

(利用者との関係)

認知症対応型共同生活介護サービスを提供するもの (以下、「事業者」という)

住所 東京都板橋区常盤台 2-25-20

氏名 医療法人財団朔望会 理事長 望月 龍二

事業所名 グループホームエーデルワイス四葉 (以下、「本施設」という)

利用開始予定日 年 月 日

第1条（契約の目的）

事業者は利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービス（以下「サービス」という）を提供し、利用者または代理人は事業者に対しその対価を支払います。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2. 本契約満了の30日前までに、利用者または代理人から事業者に対し文書による契約終了の申出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護度（要支援2以上）と認定された場合、本契約は自動的に更新されるものとします。

第3条（代理人と事業者との関係）

利用者の意思能力の欠如等により本契約の効力に疑義が生じた場合、本契約の内容は全ての項目に関し、代理人と事業者との間でも有効に成立します。

2. その場合代理人は事業者に対し、本契約に基づき発生する利用料の支払い債務等全ての債務について、利用者と連帯してその責任を負うものとします。

第4条（身元引受人）

利用者及び代理人は身元引受人を1名定めるものとします。

但し、代理人は身元引受人を兼ねることができるものとします。

2. 身元引受人は、次の各号の責任を負います。
 - ①利用者が疾病などにより医療機関に受診または入院をする場合、受診や入院の手続きを行うこと。
 - ②契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に協力すること。
 - ③利用者が死亡した場合に遺体及び遺留品等の引き受け、その他必要な措置を行う。
 - ④この契約に関する利用者の事業者に対する一切の責務の履行について、利用者と連携して責任を負うこと。

第5条（極度額の設定と期限の利益喪失通知）

前条4条の④の身元引受人の責任は、利用者と連携して、極度額103万円の範囲で、本契約から生じる一切の責務（利用料、延滞損害金、現状回復費用、利用規約の違反、利用者としての義務違反等に基づく遅延損害金等を含む）を負担すること。

2. 事業者は、事業者と利用者の本契約に基づき利用者が負う責務について、利用者が期限の利益を喪失したときは、身元引受人へ対して書面をもって通知することとし、利用者は事業者が身元引受人に通知することに予め同意します。

第6条（事業者へ通知を必要とする事項）

利用者、代理人及び身元引受人は、以下の何れかの事由に該当する場合、その事実を直ちに事業者へ通知します。

- ①代理人または身元引受人が住所、氏名を変更した場合。
- ②代理人または身元引受人が死亡した場合。
- ③代理人または身元引受人につき任意または法定の後見が開始された場合。
- ④代理人または身元引受人が強制執行、仮差押え、仮処分、競売の申し立て等を受けた場合。
- ⑤その他代理人または身元引受人に何らかの形で行為能力の変更を伴う法的決定がなされた場合。

第7条（代理人または身元引受人の変更）

事業者は、代理人または身元引受人が前条の第①項以外の事由に該当した場合には、利用者、代理人または身元引受人に対して、新たな代理人または身元引受人を立てよう求めることができます。

2. 前項の請求を受けた場合、利用者、代理人または身元引受人は直ちにそれに応じるものとします。

第8条（利用基準）

利用者は次の各号の条件に適合していることが必要です。

- ① 介護保険上の要介護、要支援認定において要支援2以上の被認定者であること。
 - ② 医師によって認知症と診断されていること。
 - ③ 共同生活を営むことに支障が無い事。
 - ④ 自傷他害の恐れが無い事。
 - ⑤ 医療機関において常時治療する必要がないこと。
2. 利用者、代理人、身元引受人が本契約及び契約書別紙に定める事項並びに、重要事説明書に記載する事項、当ホーム運営規定に記載する事業者の運営方針を承認すること。

第9条（（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の策定）

事業者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、利用者及び代理人、介護従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的な援助計画等を記載した認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を速やかに作成します。

2. 事業者は介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行ない、必要に応じて介護計画を変更します。
3. 利用者は事業者に対し、何時でも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。

その場合、明らかに変更の必要がない場合、及び利用者または代理人の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うよう介護計画の変更を行ないます。

4. 事業者は介護計画を作成し、また同計画を変更した場合は、その内容を利用者及び代理人に説明します。

第 10 条（サービスの内容及びその提供）

事業者は前条に定める介護計画に従い、介護保険法令で定める必要な援助を行ないます。

2. 利用者が利用できるサービスの内容は「契約書別紙」に定める通りです。
3. 身体的拘束その他利用者の行動を制限することは致しません。

但し、利用者及び他の利用者等の生命または、身体の安全を確保するため緊急やむをえない場合はこの限りではありません。

その場合でも極力速やかに制限処置を解除すると共に、その理由を利用者本人に説明した上、一連の経過について代理人に報告します。

第 11 条（要介護認定の申請に係わる援助）

事業者は、利用者の要介護認定の更新申請手続きが円滑に行なえるよう利用者を援助します。

2. 利用者が希望する場合には事業者は要介護認定の申請手続きを利用者に代わって行います。

第 12 条（医療上の必要への対応）

事業者は利用者が病気または負傷等により、医療上の検査や治療が必要となった場合には、利用者の主治医または事業者の協力医療機関において、必要な治療等が受けられるよう援助します。

2. 事業者は、利用者に健康上の急変があった場合には、消防署もしくは適切な医療機関と連絡を取り、必要な救急医療あるいは緊急入院が可能となるよう援助します。

第 13 条（事故発生時の対応）

事業者は利用者が転倒などによるアクシデントによって怪我等をした場合には、ご家族に連絡を取り正確に状態をお伝えした上でその意向をお伺いし対応致します。本人、ご家族の意向があった場合には連携体制下の医師、看護師と連携を取り迅速に必要な処置が受けられるよう手配を致します。但し、緊急性の高い場面でご家族との連絡がつかない場合、職員の判断で諸々の手配を行うことがあります。

また、事故が軽微で特に医療を必要しないと明らかに判断できる場合は、ご家族への連絡を事後とすることがあります。

第 14 条（緊急災害時の対応）

非常災害時並びに緊急時における利用者の安全確保のため、消防法により届け出た消防計画に基づき、次の通り対応します。

- (1) 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者を置きます。
- (2) 非常災害用品の整備、非常食の備蓄を行います。
- (3) 日常点検、定期点検、防火訓練を行います。
- (4) 緊急時の体制を定めます。

第 15 条（サービス提供の記録）

事業者は、サービスの提供に関する個人記録を作成し、本契約終了後 5 年間保存します。

2. 利用者及び代理人は本人に関する前項の個人記録並びにその複写物を閲覧することができます。

第 16 条（料金並びにその支払い方法）

利用者は事業者に対し、サービスの対価として「契約書別紙」に定める料金を支払います。

2. 事業者は明細書を添付した当月の料金合計額の請求書を、翌月の 10 日までに利用者に通知します。
3. 医療機関へ入院された場合、居室の確保の為、その期間の家賃、水光熱費、共益費の支払いをお願いします。
4. 利用者は、前項の当月の料金合計額を翌月の 27 日までに事業者の指定する方法で事業者を支払います。
5. 退居時は居室の現状復帰費用として、畳替え費用、障子の張替え費用、壁紙の全面張替え費用、尿臭消臭費用等の支払いをします。

第 17 条（契約の終了）

次の事由に該当した場合、本契約は終了します。

1. 要介護の認定更新において、利用者が自立もしくは要支援 1 と認定された場合
2. 利用者が他の介護保険施設等に入院、入所した場合
3. 利用者が死亡もしくは介護保険の被保険者資格を喪失した場合
4. 利用者が退去した場合

第 18 条（契約の解除）

利用者は、30 日間の予告期間において事業者に対し文書で通知することにより、本契約を解除することができます。

ただし、利用者は事業者の正当な理由のない債務不履行、不法行為等があった場合には、即時契約を解除することができます。

2. 事業者は、利用者が次の事由に該当した場合は、30 日間の予告期間において利用者に文書で通知することにより、本契約を解除することができます。
 - 1) 利用申し込み、または契約の締結に際し、虚偽の申告のあったことが判明した場合。
 - 2) 正当な理由なく、事業者に対するサービス料金の支払いが 1 カ月以上遅延し、事業者の催告にも拘らず催告日より 10 日以内に料金の支払が行なわれない場合。
 - 3) 利用者が病院または診療所等に入院し、明らかに 1 カ月以内に退院する目途が立たない場合、または 1 カ月以上を経過しても退院できないことが明らかになった場合。
 - 4) 次の事由に該当する場合。

- ① 利用者の心身の状態変化により、継続して共同生活を営むことが困難になった場合。
- ② 暴力行為、暴言等により、他利用者への危害が出現した場合。
- ③ 伝染性疾患により、他利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が判断した場合。

但し、本項の適用に当たって事業者は、利用者または代理人に対し十分な説明の機会を設けるものと致します。

第 19 条（退去時の援助並びに費用負担）

本契約の終了により利用者が本施設を退去する際、予め退去先が決まっている場合を除き、事業者は利用者及びその家族の希望、利用者が退去後におかれることになる環境等を勘案し円滑な退去のために援助します。

2. 本契約の終了時より利用者の退去までの間に、利用者の生活に要した全ての費用については、利用者又は代理人の負担とします。

第 20 条（賠償責任）

サービスの提供に伴ない、事業者が明らかにその責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合、事業者は利用者若しくは代理人に対しその損害を賠償します。

2. 利用者の故意または重過失が原因で、本施設の居室、設備又は備品等につき通常保守又は管理の限度を超える補修が必要になった場合、その費用は利用者又は代理人が負担します。

第 21 条（連絡義務）

事業者は利用者の健康状態が急変した場合等には、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかにその事実を連絡します。

第 22 条（相談・苦情への対応）

事業者は利用者からの相談・苦情に対して極力迅速に対応します。

第 23 条（秘密保持）

事業者及びその事業に従事するものは、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由無く第三者に漏らしません。

この守秘義務は本契約の終了後、事業所職員退職後も同様とします。

第 24 条（裁判管轄）

本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合には、利用者の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とすることを予め合意します。

第 25 条（契約に定めのない事項）

本契約に定めのない事項、または疑義が生じた場合には、介護保険法その他法令の定めるところに従い利用者、代理人、身元引受人及び事業者が信義誠実の原則に則り、誠意を持って協議の上解決します。

利用者、代理人及び身元引受人は、本契約の締結に際し、事業者より契約内容（全 24 条）について十分に説明を受け、それに同意しました。また契約書控えの交付を受けたことを証します。

年 月 日

事業者 住 所 東京都板橋区常盤台 2 - 2 5 - 2 0

氏 名 医療法人財団朔望会
理事長 望月龍二

印

説明者 明神 民恵（ホーム長）

印

利用者 住 所 東京都板橋区

氏 名

印

ご家族 住 所

氏 名

印

身元引受人 住 所

氏 名

印

本契約締結の証として、本書 2 通を作成して利用者もしくは代理人及び事業者が夫々署名捺印の上、各 1 通を保有するものとします。